

2 報告事項

(件 名)

(4) 図書館敷地内全面禁煙（灰皿の撤去）について

1 目 的

望まない受動喫煙の防止を図るため、「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月に成立し、また、静岡県では「静岡県受動喫煙防止条例」が平成30年10月に施行されるなど、法律の趣旨に沿った取り組みが進められている。

図書館としては、改正健康増進法の成立や県条例の施行を踏まえ、屋外の北側ベンチ付近に設置している灰皿を撤去し、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう敷地内を全面禁煙とする。

2 概要・経緯 等

現在、図書館では館内を禁煙としているが、たばこの投げ捨て防止など、喫煙マナーを順守していただくため、屋外の北側ベンチ付近に灰皿を設置している。

しかし、同所は図書館へのアクセス通路であるほか、歩道に隣接することから高校生をはじめとする市民の皆さまから、灰皿の撤去を望む声が多く寄せられるなど、対応に苦慮してきた。

図書館としては、敷地内への屋根付き喫煙施設の設置や喫煙場所の移動の可能性等について検討を重ねたが、近隣住民への影響やスペース的にも適切な場所が見つからないことから、現状の屋外に設置してある灰皿を撤去し、敷地内を全面禁煙とする。

3 今後の取り組み

- 1 実施日 平成31年5月1日
- 2 周知方法 図書館ホームページ、Facebook、館内外表示
- 3 周知期間 平成31年3月1日～4月30日

